25歳	0.00011	51歳	0.00132	77歳	0.01075	103歳	0.19466
26歳	0.00017	52歳	0.00146	78歳	0.01213	104歳	0.20976
27歳	0.00023	53歳	0.00149	79歳	0.01380	105歳	0.22548
28歳	0.00027	54歳	0.00143	80歳	0.01582	106歳	0.24178
29歳	0.00028	55歳	0.00142	81歳	0.01819	107歳	0.25860
30歳	0.00023	56歳	0.00147	82歳	0.02099	108歳	0.27588
31歳	0.00020	57歳	0.00159	83歳	0.02408	109歳	0.29354
32歳	0.00021	58歳	0.00172	84歳	0.02742	110歳	0.31147
33歳	0.00023	59歳	0.00181	85歳	0.03110	111歳	0.32957
34歳	0.00024	60歳	0.00194	86歳	0.03531	112歳	0.34771
35歳	0.00022	61歳	0.00210	87歳	0.04014	113歳	0.36576
36歳	0.00020	62歳	0.00229	88歳	0.04563	114歳	0.38357
37歳	0.00021	63歳	0.00249	89歳	0.05149	115歳以上	1.00000
38歳	0.00023	64歳	0.00269	90歳	0.05767		
39歳	0.00025	65歳	0.00293	91歳	0.06442		
40歳	0.00027	66歳	0.00322	92歳	0.07206		

○厚生労働省告示第百七十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び同法附則第二十八条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第三十六条第二項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率を次のように定め、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用し、厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率（平成十七年厚生労働省告示第二百七十二号）は、平成二十六年三月三十一日限り廃止する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める各年について、別表に定める率とする。

一　平成二十五年改正法附則第二十八条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十六条第一項第一号の徴収金額

納期限の翌日が属する年から徴収金完納の日の前日が属する年までの各年

二　平成二十五年改正法附則第二十八条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十六条第一項第二号の徴収金額

納期限の翌日が属する年から猶予期間の終了日又は猶予の取消しがあった日が属する年までの各年

別表

平成十七年	年四・九一パーセント
平成十八年	年二・七三パーセント
平成十九年	年六・八二パーセント
平成二十年	年三・一〇パーセント
平成二十一年	年〇パーセント
平成二十二年	年〇パーセント
平成二十三年	年〇パーセント
平成二十四年	年〇パーセント
平成二十五年	年〇パーセント
平成二十六年	年八・六五パーセント

○厚生労働省告示第百七十一号

国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第四十七条の規定に基づき、国民年金基金令第四十七条に規定する厚生労働大臣の定める数を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金基金令第四十七条に規定する厚生労働大臣の定める数

国民年金基金令第四十七条に規定する厚生労働大臣の定める数は、国民年金基金連合会が作成し、厚生労働大臣が認可した規約において定める数とする。

○厚生労働省告示第百七十二号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の十一の二第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第六条の十一の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。なお、規則第六条の十一第一項及び第二項の規定による筆記試験科目の免除を受けた場合は、当該免除を受けた科目については、次の各号に掲げる指定保育士養成施設において修得すべき教科目と規定された当該科目を修得したものとみなす。

一　幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者が、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設において、規則第六条の十第二項に掲げる筆記試験科目（同項第二号の教育原理及び同項第五号を除く。）に相当する教科目を修得すること。

二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から五年の間に限り、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者が、次に掲げる施設において三年（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）以上従事し、指定保育士養成施設において規則第六条の十第二項の筆記試験科目（同項第二号の教育原理、同項第五号及び第八号に係る科目を除く。）に相当する教科目を修得すること。

イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項に規定する認定及び同条第五項に規定する公示をされた認定こども園

ロ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（同条に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。）

ハ　児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所

ニ　児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育を目的とする施設であって、保育所に類する施設